

静岡地方最低賃金審議会の意見に関する公示
静岡労働局一般公示第 10 号

令和 6 年 10 月 10 日、静岡地方最低賃金審議会から静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 3 項において準用する同法第 11 条第 1 項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、静岡県の区域内で鉄鋼業（製鉄業、鉄鋼シャースリット業、鉄スクラップ加工処理業、他に分類されない鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）非鉄金属製造業（非鉄金属第 1 次製錬・精製業、非鉄金属鍛造品製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業又は非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第 15 条第 3 項において準用する同法第 11 条第 2 項及び最低賃金法施行規則（昭和 34 年労働省令第 16 号）第 8 条の規定に基づき令和 6 年 10 月 25 日までに静岡労働局長あて（静岡市葵区追手町 9 番 50 号静岡地方合同庁舎内）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和 6 年 10 月 10 日

静岡労働局長 笹 正光

記

静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金の改正決定に係る静岡地方最低賃金審議会の意見の要旨

静岡県鉄鋼、非鉄金属製造業最低賃金を次のように定めること。

1 適用する地域

静岡県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で鉄鋼業（製鉄業、鉄鋼シャースリット業、鉄スクラップ加工処理業、他に分類されない鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）非鉄金属製造業（非鉄金属第 1 次製錬・精製業、非鉄金属鍛造品製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業又は非鉄金属製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- (2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務
 - ロ 手作業による軽易な包装、袋詰め、箱詰め又はレットルはりの業務
 - ハ 手工具を用いて行うパリ取り、組線、かしめ又は刻印打ちの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金

1 時間 1,057 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 6 年 12 月 21 日